

いわて消防指令センター開所に伴い、業務内容を一部変更します

1 災害情報案内は、令和8年3月10日から電話番号とWEBページのURLが変更となります。

災害情報テレホンサービス (旧)0194-53-9999 → (新)050-5530-5460

災害情報WEBページURL (新)<https://www.kuji-kouiki.jp/saigai/>

2 久慈消防本部の各署では令和8年4月1日から午後9時～午前5時までの時間帯における一般電話での受付業務を廃止します。

災害情報案内
QRコード



火災や救急などの緊急通報は119番に通報してください。緊急通報以外の一般電話へのお問い合わせは受付時間内の午前5時～午後9時までの間にお電話をお願いします。※災害出動による留守時も同様です。

3 救急の相談または医療機関に関するお問い合わせ

「#7119」岩手県救急安心センター（24時間365日の電話相談窓口）又は

「#8000」岩手県小児救急医療電話相談（午後7時～翌朝8時まで）
をご利用ください。

林野火災注意報・林野火災警報

«令和8年1月1日から運用が開始されています。»

林野火災注意報の発令基準

1月から5月の期間において、以下の①又は②のどちらかの条件に該当する場合

①前3日間の合計降水量が1mm以下かつ
前30日間の合計降水量が30mm以下

②前3日間の合計降水量が1mm以下かつ
乾燥注意報が発表された場合

※ただし、当日に降水が見込まれる場合
や積雪がある場合は、この限りではない。

「火の使用制限について」

- ①山林、原野等において火入れをしないこと。
- ②花火、火工品等を使用しないこと。
- ③屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- ④屋外においては、引火性・爆発性のある可燃物の附近で喫煙しないこと。
- ⑤山林、原野等の場所で、喫煙しないこと。
- ⑥残火（たばこの吸い殻を含む）、取灰又は火の粉を始末すること。

林野火災警報の発令基準

1月から5月の期間において、林野火災注意報の発令基準に加え、強風注意報が発表された場合



林野火災注意報・警報発令時、「火の使用制限」に従わなかった場合

林野火災注意報は、警報発令の前段階に位置付けられ、罰則の伴わない努力義務となっております。一方で、林野火災警報は、「火の使用の制限」に違反した者に対して「30万円以下の罰金又は拘留」という強い罰則が課せられます。

【お問い合わせ先：久慈広域連合消防本部 電話：0194-53-0119】